

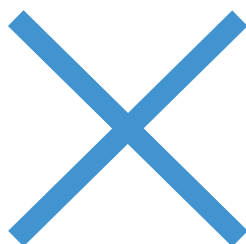
## 自社医薬品に関連しない 医学・薬学の共催講演会



当社製品に関連しませんが、最近話題になっている医学学説を情報提供の一環として、地域の医師を対象に講演会を企画しました。そして、地区医師会と協議の結果、当社と共催で「〇〇学説の講演会」を開催することになりました。その際に、当社は参加者の交通費、懇親会費用等は負担しませんが、会場費、講師費用、ボールペン、メモ帳に加え、茶菓・弁当も提供してもよいでしょうか。



回答



### 茶菓・弁当は提供できません\*。

会場費、講師費用、ボールペン、メモ帳は会合費用として提供できますが、茶菓・弁当は会合費用に当たらず、提供できません。

設問では、テーマが「〇〇学説」ですので自社医薬品には関連しませんが、医学・薬学関連テーマであり、医師会と共催していますのでこのような講演会を製造販売業者が開催することは問題ありません。

\* 平成30年12月21日付 医公協第18-19号にて「景品類提供の原則に関する基準」の解説の一部が変更されました。